

研究セキュリティの確保に関する取組のための手順書について



令和7年12月18日
内閣府科学技術・イノベーション推進事務局



研究セキュリティの確保に関する取組のための手順書（案）について

「経済安全保障法制に関する有識者会議」の提言（令和6年6月）の概要

- 経済安全保障上の重要技術に関して、**国際協力の推進と不正流用や技術流出のリスク管理**の両面からの検討が必要となっている。主要国は研究セキュリティの取組を推進している。
- オープンで自由な研究環境を確保し、同志国等と対等な立場で国際共同研究を実施するために必要な研究セキュリティ対策について、
 - リスクの高い研究領域を含む特定の領域の国際共同研究を推進していく上で、**競争的研究費を投入する研究開発プログラムの性質**に応じ先進的な諸外国の取組と同等の研究セキュリティの取組が必要。
 - デュー・ディリジェンスを実施し、透明性及び関連情報の開示を確保することにより、リスクのある活動の領域を特定。実効的なデュー・ディリジェンスの実施に資するよう研究者や研究機関が参照する**ガイドライン、チェックリスト等の作成・周知**し、資金配分機関や研究機関等において**所要の確認を徹底**する手法について検討。



令和7年4月に「研究セキュリティと研究インテグリティの確保に関する有識者会議」（座長：橋本和仁 JST理事長）を設置し、**令和8年4月から**の運用開始を目指して、手順書の内容を検討してきた。
(12月1日の第7回会議で取りまとめの議論を行ったところ)

「研究セキュリティの確保に関する取組のための手順書」（案）の概要 *

* 12月18日時点のもの

I. 手順書の対象となる研究

- 手順書の対象は、「**特定研究開発プログラム**」（成果の公開を前提とする競争的研究費のうち、「重要技術領域リスト」に該当する技術を含む可能性があり、経済安全保障の観点から特に技術流出の防止が必要であるとして、**所管府省が指定***）としている。
*指定に当たっては、内閣官房国家安全保障局、内閣府政策統括官（経済安全保障担当）及び内閣府科学技術・イノベーション推進事務局も確認する。
- 研究機関は、所属研究者が「特定研究開発プログラム」に応募する場合、手順書に基づく**リスクマネジメントの取組**の実施が必要となる。



II. リスクマネジメントの手順

- ① 資金配分機関は、「特定研究開発プログラム」の運営に重要な役割を果たす者（PD、POなど）の委嘱に当たり、デュー・ディリジェンスを実施



- ② 研究機関は、所属研究者が「特定研究開発プログラム」に応募する場合、参加する研究者を対象に、デュー・ディリジェンスを実施した上で、実施するリスク軽減措置の内容を検討。この結果を資金配分機関に提出



- ③ 資金配分機関は、所管府省とともに②の結果を確認し、必要に応じ、追加のリスク軽減措置の実施を要請



- ④ 研究機関は、リスク軽減措置を実施しつつ、研究を実施（研究者を追加する場合は、改めて②を実施）

【デュー・ディリジェンスにおいて確認する事項（参加する研究者は、これらの事項に関する情報を所属研究機関に自己申告）】

- (1)学歴、(2)研究経歴・職歴、(3)研究費の取得歴、(4)研究費以外の支援等の取得歴
- (5)発表論文における筆頭著者、責任著者及び共著者、(6)特許の出願状況（共同発明者・共同出願人を含む）
- (7)外国の人才採用プログラムへの参加歴、(8)「競争的研究費の適正な執行に関する指針」に基づく処分歴
- (9)リスト（経済産業省の「外国ユーザーリスト」及び米国の「統合スクリーニングリスト」）への掲載の有無
- (10)リスト掲載機関への所属の有無、(11)リスト掲載機関に所属する研究者との関係（共同研究・受託研究の実施、共著論文の執筆・公表及び学会等における連名の口頭発表の実績）の有無
- (12)安全保障貿易管理における「非居住者」又は「特定類型」への該当性
- (13)その他資金配分機関がデュー・ディリジェンスの実施に当たり必要と認める事項

* (3)～(8)、(10)、(11)は過去3年分を確認

III. 手順書違反への対応

- 意図的な虚偽申告や申告隠しなど手順書に違反する行為については、行為の悪質性及び招いた結果の重大性を踏まえ、競争的研究費への応募制限措置等を講じる。

今後の予定等

- 各府省が、年内を目途に「特定研究開発プログラム」を指定し、1月以降、公募を開始
- 7年度補正予算に、「相談窓口の設置」と「資金配分機関の体制整備」に必要な経費（3.8億円）を計上
- 来年度以降、諸外国の動向や蓄積された実例等を踏まえ、手順書を隨時改訂